うである。台東区のベートーベンの「第九」を歌う合唱団の組織など実に素晴らしいし、区民に大きなひろがりをみせている。生涯教育や高齢化問題への取組みには、昨今きわめて積極的な団体や自治体がふえている。

そうした「文化」をめぐる多岐にわたる情報をきめ細かく提供すれば、参加者はふえ、豊かさのマルチ効果的有効利用が可能になると思うのだがどんなものだろうか。ニューメディアの活用を含め、検討できないものかと思う。

第二には下支えである。東京は華やかなわりには下支えの場が少ない。たとえば音楽や芝居を志す人は、高い練習場を借り、あるいは無理なスペースをやりくりして試みをつづけている。文化を生みだそうとする人々のためにその基礎を培う場をつくりだすことを、さまざまな公共機関の有効利用、夜間利用を含めて検討することは、一つのテーマかと思う。

そして文化の地方への還元である。豊かな東京なればこそ地方への目配りがほしいと、地方出身の私などは思う。昨今地方では、立派な建物はできたものの内容の充実がいまひとつだという嘆きを聞くことが少なくない。求められて、首都・東京の生みだした文化を地方へももたらそうとする組織や団体に、さまざまな形での援助は考えられないだろうか。それとともに、地方も文化行政に力を入れている昨今だけに、地方が独自に培い開発した文化の東京への持込みも考えられてよい。双方交通システムは、東京、地方双方に豊かな実りをもたらすと考える。

行政体質のいっそうの文化化を

田村　明
（法政大学法学部教授）

自治体が文化行政を積極的に取上げるようになってから、まだほんの数年にしかならない。その間、全国各地の自治体は、さまざまな形で文化行政に取組んでいる。その内容も、美術館、博物館といった従来の定型的なものにとどまらず、広く市民活動の全分野におよび、まちづくりや国際交流も含む多彩なものになった。遂に、文化を行政の対象とするのと逆に、行政を文化の目で見直すべきであるという行政の文化化という言葉を生みだすまでになった。僅かの間に自治体行政のなかでこれほど広がったということは、文化に対する社会的な要請の強さと広がりを示すものである。

こうした時期に、東京都は「文化振興条例」を制定した。この条例は都の文化懇談会の報告を受けて、文化の基本法的な意味をもって定められたものである。都道府県レベルではもちろん初めてのものであり、文化に対して積極的な姿勢を示したものというべきであろう。

とくに、「文化の担い手は都民であり、その自主性と創造性を尊重すること。行政は文化の内容に介入し、干渉することのないよう留意する。」という基本原則が明確にうたわれていることは大いに評価してよい。私も、今日の文化行政の進展をのぞむ一人ではあるが、行政が文化の内容に介入、干渉すれば、文化行政は一転して市民文化への刃（やいば）として極めて危険なものになる。行政の立場は文化の場、情報、機会の提供あるいは通常で維持できない文化の保全振興であり、さらに行政の文化化を行なうことだと機会あるごとに述べてきた。今回の都条例はこのことを明快に示しており、文化行政に取組む他の自治体にも、原則の確認をしたことになろう。

また、「都の行なう施策に文化の視点をとり入れる」とは、いわゆる行政の文化化の方向を示しており、「文化の視点にたったまちづくり」をうたっているのも評価してよい点である。まちづくりは総合的な課題として市民とともに質的向上をもはかってゆくのは自治体の重要な役割だからである。

条例は議会の場で論議され制定される。これまでの文化行政に対して、一般に地方議会の側の認識は十分であったとはいえない。条例審議の課程で、文化行政の原則なども議会側の理解を深めたであろうから、文化行政を展開してゆくうえでも有益である。

このように、文化振興条例は評価すべき点も多いが、問題も多い。いったい、文化は条例という形になるのか。条例制定によって本当に行政体質が文化化され、文化的な行政がすすむかどうかは疑問である。文化はもともと自由な創造性によって生れる。枠にはめこんだところから新しい文化は生れない。文化は体系のなかに押しこめることではなく、体系をつくりかえてゆくほどのエネルギーが必要で、静的な作用を果す成文法とは次元がちがうものである。また、一篇の条例が成立することで、行政の体質や、職員意識が急激に変ることはありえない。意識や体質は法によってではなく事実の積み重ねで変るものである。

文化行政は広がってはいるが、まだ底が浅く、十分職員意識や行政システムに定着しているとは思えない。文化という言葉だけが先行すると、かえって上すべりをしてしまうおそれもある。私は、かつて自治体にいたとき、文化という言葉は用いずに、具体的な仕事の進め方や内容において示すことを心がけた。まだ一般に取上げられない時に、都市の景観や、個性、魅力などを実現しようとしたし、それを行政各部局全体の協働作業、さらには国の機関、企業、市民までも巻きこんでゆく方法をとった。それらの仕事がいま文化的と評価されているが、大上段に文化を振りかざしたのでない。具体的、実践的次元で、いかによりよい都市を自分たちの主体性によって造るかの努力をしただけである。

行政施策に文化の視点を取入れるのも、問題はその具体的な内容と方法である。見せかけだけの文化性では、文化メッキに終ってしまう。行政の各部門が、文化担当部局だけにまかせておくのではなく、いつも本質的次元から、他の部局や市民とも一緒になって、よりよい内容や方法を考え、都市の質を高めてゆくことが文化の視点である。それには、職員の意識と行政システムを、伸び伸びした創造的なものに、水が滲みこむように変えてゆかなくてはならない。条例はそのスタート地点を意味するものであろう。しかし、内容をつくってゆくのは、条例の解釈論ではなく、職員の具体的実践活動である。文化行政を一時の流行ではなく、本物にしてゆく職員の意識改革とエネルギーに期待したい。